

「『パウロ研究』を巡る新しい視点」を巡って¹
——契約遵法主義を中心にして——

伊藤明生

1. 序論：「『パウロ研究』を巡る新しい視点」提唱

ジェームズ・ダン (James D.G. Dunn) が「『パウロ研究』を巡る新しい視点 (The New Perspective on Paul)」と題してマンチェスター大学でマンソン記念講演を行ったのは、今から30年ほど前の1982年11月4日であった。ダンは、講演の冒頭部分で、“Not another commentary on Romans!” (またもう一冊ローマ書の注解書か) と印象に残る言葉を残している。ダンが、ローマ書の注解書を執筆していることを新約学の同僚たちと分かち合うと、異口同音に「ローマ書の注解書は既に十分あるのに！」と、ある種の驚きの表現として戻って来た応答である。自らが執筆中であるローマ書の注解書は「もう一冊のローマ書の注解書」ではなく、新たな視点に立つパウロ研究の最新の成果に基づいたローマ書解釈を提示する、とダンは講演で前宣伝することを意図していた。

新約聖書時代のユダヤ教は律法主義である、と従来は紋切り型的に繰り返されてきたが、エッド・サンダースは、1977年出版の大部の著作『パウロとパレスティナのユダヤ教 (Paul and Palestinian Judaism)』で、第二神殿期のユダヤ教

¹ 本稿は、福音主義神学会東部部会春期研究会 (2014年6月16日 [月] お茶の水クリスチャンセンターにて) の際に筆者の行った発表に基づいている。聴いてくださった方々、および貴重なご意見をくださった方々に改めて感謝したい。

とは“covenantal nomism (契約遵法主義²)”である、と論じた。ダンの言う「『パウロ研究』を巡る新しい視点 (New Perspective on Paul)」とは、サンダースが論じたユダヤ教理解に基づいたパウロ研究であり、ローマ書解釈のことであった。サンダースの著書出版から、5年経っても、その成果を踏まえたパウロ研究はまだ見当たらないので、自分がまさにそれに取り組んでいる、とダンは述べている。私たちが何かを解釈しようとする際には、どのような文脈または文化脈に位置付けて解釈しようとするかが、解釈の結果を大きく左右する重大な前提である。パリサイ人であったタルソ出身のサウロは、当初キリスト教会を迫害していたが、よみがえられたイエスにダマスコ途上で出会って「回心」を遂げ、「異邦人の使徒」パウロと生まれ変わった。「異邦人の使徒」パウロが語ったキリストの福音がどのようなものであったかという問いに答えるにあたっては、「回心」前の彼の宗教であったユダヤ教がどのようなものであった、と理解するかが、ひとつの重要なポイントとなる。

上記のマンソン記念講演が行われた翌年には、マンチェスター大学発行の定期刊行物 *Bulletin of John Rylands Library* の65号で講演原稿は出版されて、広く読まれるようになった³。そして、ダンが講演で前宣伝したローマ書注解は1988年に *Word Biblical Commentary* のシリーズから上下二巻で出版された⁴。WBCの注解書シリーズはローマ書も含めて一巻ものにするというのが、当初の方針であったが、その方針を変更させたのはダンである、と風の便りに聞いたことがある。マンソン記念講演で前宣伝した効果が発揮されたと言うのは穿った見方であろうか。これ以後、パソコンの普及とも相俟って、WBCのシリ

² E. P. Sanders, *Paul: A Very Short Introduction* (Oxford University Press)の邦訳、土岐健治と太田修司共訳『パウロ』(教文館、2002年)では、covenantal nomismは「契約規範主義」と訳出されている。ところが、「契約規範主義」では、律法に直接言及がないので、本稿では別の訳語「契約遵法主義」を採用した。

³ James D.G. Dunn, “The New Perspective on Paul” *Bulletin of John Rylands Library* 65 (1983), pp.95-122 = Dunn, *Jesus, Paul and the Law: Studies in Mark and Galatians* (London: SPCK, 1990), pp.183-214 = Dunn, *The New Perspective on Paul*, rev. ed. (Grand Rapids, Michigan/Cambridge: Eerdmans, 2008. original ed.; Tübingen: Mohr Siebeck, 2005), pp. 99-120.

⁴ J.D.G. Dunn, *Romans 1-8* (Word Biblical Commentary 38_A; Dallas: Word, 1988) and *Romans 9-16* (Word Biblical Commentary 38_B; Dallas: Word, 1988)

ーズの注解書 (WBCに限らないが)は拡大の一途を辿った(ルカ福音書と黙示録は三巻!)。しかし、ダンのローマ書注解は、大成功とは言い難かった。「律法の行い(ἔργα νόμου)」とは、一般的な意味で律法を遵守することではなく、“boundary markers”(契約の境界のしるし)として機能する点をダンが強調した。このような社会学的機能が律法にあることに着目したことは的確であったが、「律法の行い」とは割礼、安息日規程、食事規程を指す、と限定的に解釈したことは少し行き過ぎであったと思われる。律法の中でも、これら三つの規程に、ユダヤ民族の特異性を際立たせる効果があったことは事実である。しかし、「律法の行い」=割礼、安息日規程、食事規程の三つの規程に限定することには無理があったと思われる⁵。

当然のこと、ダンは自らのパウロ研究の新しさを強調したが、斬新とまでは言い難いものであった。サンダースほど直系ではないかもしれないが、ダンのパウロ理解は、系譜的にはアルバート・シュヴァイツァー⁶、クリスター・シュテンダール⁷以来のパウロ解釈の伝統という大きな流れに属している。また、ローマ書解釈に限っても先例が全くないほど新たな理解でもない。オリゲネス以来のローマ書解釈の歴史を一冊の本にまとめたマーク・リーズナーに言わせると、「『パウロ研究』の新しい視点」のローマ書解釈は、オリゲネスのそれに回帰している⁸。オリゲネスは、自らのローマ書注解で繰り返しパウロを仲立ち的存在として描いている。オリゲネスのローマ書解釈が既にユダヤ人と異邦人の関係に焦点が合っていることに、「新しい視点」のローマ書解釈を先取りしていた、とリーズナーは分析する。

⁵ ダン自身も認めている。例えば、*The New Perspective on Paul*, p. 23.

⁶ Albert Schweitzer, *The Mysticism of Paul the Apostle*, ET by W. Montgomery (Baltimore and London: Johns Hopkins University Press, 1956); *Paul and His Interpreters*, ET by W. Montgomery (Toronto: University of Toronto Libraries, 2011)

⁷ Krister Stendahl, *Paul Among Jews and Gentiles and Other Essays* (Philadelphia: Fortress Press, 1977)

⁸ Mark Reasoner, *Romans in Full Circle: A History of Interpretation* (Louisville, Kentucky: Westminster John Knox Press, 2005), pp. xxv-xxvii など。

ダンが1982年に「新しい視点」を提唱してから、30年も経ち、New Perspective on Paul という句そのものが一人歩きした感もなくはない⁹。実際に「『パウロ研究』を巡る新しい視点」に関連付けられる人物や立場にも幅が認められることもあり、様々な混乱が生じている。ここまでの説明で十分に明確にできたと思うが、「新しい視点」は特定の神学的立場やパウロ神学とは結び付いていない。30年も経って今更「『パウロ研究』を巡る新しい視点」でもないという反応も想定できる一方で、逆にダン以後、とりわけ昨今のライト¹⁰などを巡った発展に興味をお持ちの読者もいらっしゃると思う。本稿では、ダンが提唱した「新しい視点」は、あくまでもユダヤ教理解の新しい理解を土台としている点を強調する立場から、本論部分では、サンダースの大著を中心にしてユダヤ教理解の「新しい視点」を取り挙げることにする。サンダースの大著は、内容的には広範囲に影響のある内容でありながら、十分に中身にまで立ち入って議論されることが、今まで日本の福音派ではなかったように思われる。キリスト教という宗教は、第二神殿期のユダヤ教に起源があるので、どのようにそのユダヤ教を理解するかは単にパウロ研究に留まることなく、広く新約聖書全体の解釈や理解とも関連し、さらには聖書神学および組織神学とも関連してこくことは、ここで改めて言うまでもないことである。

2. サンダース著『パウロとパレスティナのユダヤ教：宗教パターンの比較』

エッド・サンダース著『パウロとパレスティナのユダヤ教：宗教のパターンの比較』の初版は1977年に出版された¹¹。まだ原稿をタイプライターで清書して、活字で版を組んでいたアナログ時代の書籍である¹²。序章から索引まで合

⁹ 興味深いことに、ダンは“new perspective on Paul”という表現を新造したのは自分ではなく、N.T. Wrightであるとする (Wright, “The Paul of History and the Apostle of Faith”, *Tyndale Bulletin* 29 [1978], p.64: “a new perspective on other related Pauline problems”参照)。それでも、ダンが周知させたことには相違ないと思う。

¹⁰ N.T. Wright, *Paul and the Faithfulness of God* (Christian Origins and the Question of God; Minneapolis: Fortress Press, 2013)など。

¹¹ E.P. Sanders, *Paul and Palestinian Judaism: A Comparison of Patterns of Religion* (London: SCM/Philadelphia: Fortress, 1977).

¹² 著者サンダースは、原稿をタイプして仕上げた秘書であったスーザン・フィリッ

わせると600頁を超える本書は大著であった。本書の出版は、その後の新約聖書学を完全に様変わりさせたと言っても過言ではない。サンダースの結論に賛同する、しない、に拘わらず、無視することは決して許されない一書である。目次 (contents) と序文 (preface) の後に、序章 (introduction) で始まる。サンダースは、先ずパウロとユダヤ教を巡る過去の新約学の研究を批判的に概観して、何が論点であるかを明確にしている (1—12頁)。特に、パウロの福音とユダヤ教を対立的に理解する傾向を批判的に取り扱っている。さらに、初期ラビ文献 (=タナ文献, Tannaitic Literature) を扱う第一章の冒頭で、「ラビの宗教は律法主義的な行いの義である、という見解の根強さ (the persistence of the view of Rabbinic religion as one of legalistic works-righteousness)」と題して、より焦点を絞ってラビのユダヤ教は律法主義であるという立場が批判的に取り挙げられている (33—59頁)。具体的にはエミール・シュラー¹³やピラベックとシュトラックなどのドイツ語圏の教科書的で標準的な文献¹⁴が楯玉に上げられている。他方で、ジョージ・ムアのユダヤ教研究¹⁵などは肯定的に評価されている。プロテスタントの新約学者や神学者たちが、ユダヤ教=律法主義と伝統的に理解して、恵みの福音と対立的に理解してきたことをサンダースは念頭に置いている。この序章の行間から、サンダースの論点を読み取ることは容易である。

本論自体は二部構成である。第一部でパレスティナのユダヤ教が取り扱われ、第二部でパウロが扱われている。第一部のパレスティナのユダヤ教の部分は、33頁から428頁で、本書全体の三分の二を占めている。取り挙げている文献資

プスに対する個人的な思い入れを序文で吐露し、本書を彼女の思い出に献呈することも頷ける。

¹³ Emil Schürer, *A History of the Jewish People in the Time of Jesus Christ*, 5 vols ET rev.ed., by G. Vermes, F. Millar and Matthew Black (Edinburgh: T. & T. Clark, 1973-1987).

¹⁴ H. Strack und P. Billerbeck, *Kommentar zum Neuen Testament aus Talmud und Midrasch*, 4 vols (München: C.H. Beck, 1922-1961).

¹⁵ George F. Moore, “Christian Writers on Judaism”, *Harvard Theological Review* 14 (1921), pp. 197-254; idem., *Judaism in the First Centuries of the Christian Era: The Age of the Tannaim* 3 vols repr.ed. (Peabody: Hendrickson, 1997).

料は、初期ラビ文献（タナ文献 [Tannaitic Literature]）と死海文書と外典偽典（ベン・シラの知恵、第一エノク、ヨベル書、ソロモンの詩篇、第四エズラ）で、年代的には紀元前二百年から紀元後二百年と幅がある¹⁶。パレスティナのユダヤ教文献の中でも、二百頁も費やして論じる初期ラビ文献の章（33—238頁）は圧巻である。死海文書に百頁弱しか費やしていない（239—328頁）ことと比べると、サンダースが初期ラビ文献を重視したことは一目瞭然であり、サンダースの論旨から言っても、それは当然のことであった。しかもラビ文献を取り扱う場合には、伝承の真正性、年代の問題など複雑で専門的な課題が山積しているため、議論には細心の注意を要した。ラビ文献をうわべだけで読むと、実際に律法の規程を守り行うことを想定しつつ、律法の規程の微に入り細に入り具体的に解釈することに多くの言葉が費やされている。ところが、根底に隠れている基本的概念こそが重要である。そして、サンダースは、ラビのユダヤ教の律法理解の根底には契約があると論じる。項目を列挙するだけでもサンダースの議論は十分推察できる。①選びと契約、②従順と不従順：報いと罰、③報いと罰と来たるべき世、④契約の構成員であることによる救いと贖い、⑤適切な宗教的行為：ザカーとツアダク、⑥異邦人、⑦宗教生活と体験の性質という七項目¹⁷に分けて論じられている。サンダースの結論は次のようなものであ

¹⁶ 第二次世界大戦後のユダヤ教研究では「第二神殿期」という表現が一般的である。バビロン捕囚の際に、破壊されたソロモンの神殿が第一神殿であるのに対して、第二神殿とは捕囚後に再建された神殿のことである。そして、ユダヤ民族はローマに対して叛乱を起こすが、紀元70年にはエルサレムが陥落して神殿は破壊された。これを境にして、ユダヤ民族の宗教や文化を含めた生活が大きく変わったと理解される。いわゆるラビのユダヤ教は紀元後1世紀末に始まり、最初のラビ文献である「ミシュナー」は紀元200年頃出版された。他方、「(旧新約) 中間時代」という表現も以前は用いられたが、キリスト教の観点に立った表現であって、ユダヤ民族の時代区分としては不適切なものと判断されている。サンダースの言う紀元前200年から紀元後200年は第二神殿期とは同じではないが、サンダースは初期ラビ文献も取り上げたいという意図から、紀元後200年までを含めたものと思われる。

¹⁷ 4) The election and the covenant, 5) Obedience and disobedience: reward and punishment, 6) Reward and punishment and the world to come, and 7) Salvation by membership in the covenant and atonement, 8) Proper religious behaviour: *zakah* and *tsadaq*, 9) The Gentiles, and 10) The Nature of Religious Life and Experience.

る。ラビたちは契約関係が永続的に有効であると信じていた。律法を遵守したことを加算して、違反したことを減点する（違反は贖いの対象）ようなことはしなかった。むしろ、ラビたちは、神がイスラエルの忠実な構成員全員を救うと信じていた。忠実な構成員とは、従順であり、違反した場合には、悔い改めと贖いによって自らの居場所を契約のうちに確保する者である。神の民として選ばれたので、戒めが与えられた。戒めは遵守するために与えられ、違反した際には、悔い改めて贖いをするのが契約共同体に留まる条件と理解された。贖罪についても律法で規定されている。以上が「契約遵法主義（covenantal nomism）」である。

初期ラビ文献について契約遵法主義が妥当な理解である、とサンダースが説得力のある形で議論を提示することができるならば、死海文書について同様の結論を導き出すことは比較的容易である。ラビ文献とは異なり、死海文書は、ユダヤ教内の一分派が作り出した文書である。死海文書を残した共同体は、ユダヤ教内の一分派という意味では、キリスト教会やパリサイ派と類似する面があったことは容易に想像できる。その意味で、死海文書を残した共同体が、一方でパリサイ派と、他方でキリスト教会と共通する点があることも十分に頷ける。死海文書については、①契約と契約の民、②選びと予定論、③戒め、④成就と違反；罪の性質；報いと罰、⑤贖い、⑥神の義と人の義、⑦宗教生活という七項目¹⁸に分けて論じている。

死海文書の章の後で、サンダースは外典と偽典、具体的にはベン・シラの知恵、第一エノク、ヨベル書、ソロモンの詩篇、第四エズラを扱う章を設けている。この五つの文書を扱う章（329—418頁）は、死海文書全体を扱った前章とほぼ同じ長さである。パレスティナのユダヤ教を扱う第一部の最後に結論として短い章が設けられている。そして、①契約と律法、②共通する宗教上のパターン：契約遵法主義、③黙示運動と律法主義、④分派と党派、⑤イエスとパ

¹⁸ 2) The covenant and the covenant people, 3) Election and predestination, 4) The commandments, 5) Fulfilment and transgression; the nature of sin; reward and punishment, 6) Atonement, 7) The righteousness of God and the righteousness of man, 8) The religious life.

ウロの時代のユダヤ教と五項目¹⁹が論じられている。サンダースは、第四エズラには律法主義的な要素を認めることができると譲歩するが、第四エズラを除くと、基本的に第二神殿期のユダヤ教は契約遵法主義である、という結論を導き出している。

そして、E. P. サンダースが提唱する「契約遵法主義 (covenantal nomism)」の構造は、以下の通りである。

- (1) 神がイスラエルを選んだ。
- (2) そして、神は律法をイスラエルに賦与した。
- (3) 律法を賦与したということは、神がイスラエルの選びを守ることが約束したことになる。
- (4) 神の民イスラエルには律法を遵守することが要求されている。
- (5) 神は、従順には報いを、違反には罰を与える。
- (6) 律法には、罪を贖う手段が提供されている。
- (7) 罪を贖うことで、違反した場合でも契約関係が守られたり、更新されたりする。
- (8) 従順と贖いと神の憐れみによって契約のうちに守られる者は皆、救われる集団に属している。

選ばれたことと究極的に救われることは、人が成し遂げることよりも神の憐れみによるということが最初と最後の重要な点である。(『パウロとパレスティナのユダヤ教：宗教のパターンの比較』422頁)²⁰

¹⁹ Covenant and law, The common patterns of religion: covenantal nomism, Apocalypticism and legalism, Sects and parties, Judaism in the time of Jesus and Paul.

²⁰ E.P. Sanders, *Paul and Palestinian Judaism* (London: SCM, 1977) p.422: (1) God has chosen Israel and (2) given the law. The law implies both (3) God's promise to maintain election and (4) the requirement to obey. (5) God rewards obedience and punishes transgression. (6) The law provides for means of atonement, and atonement results in (7) maintenance or re-establishment of the covenantal relationship. (8) All those who are maintained in the covenant by obedience, atonement and God's mercy belong to the group which will be saved. An important interpretation of the first and last points is that election

契約遵法主義であっても律法が果たすべき役割がある以上、律法主義と大差ない、と指摘して契約遵法主義を疑問視する向きもある。確かに契約遵法主義と律法主義との相違は微妙なものかもしれないが、区別は明確に存在する。律法主義は、あくまでも律法を遵守したかどうかで救われる、救われないが決まる。律法を遵守したことを加算し、違反したことを減点して、その結果救われるか否かが決まる。契約遵法主義では、先ず神の憐れみによる選びがある。そして、律法は基本的に遵守できるものとする。過失で律法の規程を違反したならば、各々の違反に対して規定されている、いけにえなど罪を贖う手段を行使すれば赦されることが約束されている。律法を守り行うことを意図的に放棄するならば、それは契約破棄、棄教行為とみなされる²¹。

契約遵法主義が律法主義と類似する点がある一方で、明確に区別することができることは、キリスト教神学で言う信仰義認と聖化論の関係と類比的に説明できるかもしれない。恵みによってキリストを信じて、キリストのみわざの故に、罪人が神の御前に罪赦されて、義と認められるが、聖化されなければならない。恵みによって無償で赦されて義と認められるが、だからといって、そのままの状態に留まっていて良いとはキリスト教でも言わない。キリスト者となった者に求められる道徳、キリスト教倫理がある。キリスト教神学で義認と聖化を区別するのであれば、律法に拘わるから、すべて律法主義であると一括りにするのはではなく、律法主義と契約遵法主義という微妙な相違と区別も明確にすることは妥当と思われる。

and ultimately salvation are considered to be by God's mercy rather than human achievement.

²¹ 関連するサンダースの著作には、以下のようなものがある。E.P. Sanders, "The Covenant as a Soteriological Category and the Nature of Salvation in Palestinian and Hellenistic Judaism" in: ed. R. Hamerton-Kelly *et al. Jews, Greeks, and Christians: Studies in Honor of W.D. Davies* (Leiden: E.J. Brill, 1976) pp.11-44; E.P. Sanders, *Paul, the Law and the Jewish People* (Philadelphia: Fortress, 1983); E.P. Sanders, *Jesus and Judaism* (London: SCM; Philadelphia: Fortress, 1985); E.P. Sanders, *Jewish law from Jesus to the Mishnah: five studies* (London: SCM; Philadelphia: Trinity Press International, 1990); E.P. Sanders, *Judaism: practice and belief, 63 BCE-66 CE* (London: SCM; Philadelphia: Trinity Press International, 1992).

サンダースのユダヤ教理解と比べると、余り評価されないが、パウロ解釈(431-523頁)も一考の価値はある。導入の後の項目だけ拾ってみると、①問題に先んじる解決、②パウロの救済論(未来の期待と現在の保証、ひとつのからだ、ひとつの霊、移行用語、人類の救いと世)、③律法と人間の窮状、そして解決の窮状との関係(律法;信仰による義、人の窮状、義と参与、人の窮状の様々な定義)、④パウロに見る契約遵法主義、⑤行いによる裁きと恵みによる救い、⑥整合性と関連性と起源²²の六項目である。サンダースの指摘には興味深い点が多々あるが、議論の余地が多々ある論点を百頁足らずで論じることには、かなり無理があると思う。この後にマンフレット・ブラウッハによる昨今のドイツ語圏での「神の義」を巡る議論の補遺がある(523頁-542頁)。そして、14頁の結論の章がある(543頁-556頁)。

3. パウロの福音とユダヤ教との接点?

どのような神学的な立場でも、また、どのような聖書解釈のアプローチや方法論でも完璧ではなく、必ず一長一短がある。同じように「『パウロ研究』を巡る新しい視点」、特に契約遵法主義も一長一短あることは言うまでもない。エド・サンダースに至っては、彼の神学的な立場は私たち福音主義神学とは相容れないものなので、批判することは容易にできる。例えば、パウロ書簡は伝統的には新約聖書中に13通あるが、サンダースは、そのうちローマ人への手紙、コリント人への手紙第一と第二、ガラテヤ諸教会宛ての手紙、ピリピ人への手紙、テサロニケ人への手紙第一、ピレモンへの手紙の7通のみをパウロの真正の手紙であると理解する(431頁)。サンダースには批判すべき点が多々あり、批判するに価する点は、ほとんど自明であるので、ここで批判にスペースを割くことは避けることにする。批判する代わりに、肯定的に評価できる点

²² 2) The solution as preceding the problem, 3) Pauline soteriology: the future expectation and its present guarantee, One body, one spirit, Transfer terminology, Salvation of mankind and the world, 4) The law, the human plight and the relationship of the solutions to it, The law, righteousness by faith, Man's plight, Righteousness and participation, The varying definitions of man's plight, 5) Covenantal nomism in Paul, 6) Judgment by works and salvation by grace, 7) Coherence, relevance and sources.

を指摘して本稿を終えることにしたい。評価できる点とは、一世紀のユダヤ教が契約遵法主義であると理解すると、一世紀のユダヤ教とパウロの福音との連続性がより明確になることである。

第二神殿期のユダヤ教は律法主義ではなく、契約遵法主義である、という理解に基づくパウロ研究、パウロ解釈が「『パウロ研究』を巡る新しい視点」であることは、見てきた通りである。第二神殿期のユダヤ教が律法主義ではなく、契約遵法主義であると理解することで、当時のユダヤ教とパウロとの接点を見出すことが容易になる。詳細な釈義はさて置き、大まかな概観を述べておきたい。私たちがキリスト教と呼ぶ宗教がユダヤ教から始まったことは自明である。まずイエスは、ユダヤ人であり、ユダヤ教徒であった。敬虔なユダヤ教徒の家庭に生を受けて、母マリヤと父ヨセフの許でユダヤ教徒として育てられた(ルカ福音書1章2章参照)。最初の弟子たちもガリラヤ出身ではあるが、ユダヤ人であり、ユダヤ教徒であった²³。公生涯中に律法学者やパリサイ人たちと律法を巡って議論を繰り広げて物議を醸したことは事実である。しかし、基本的に争点となったのは、モーセ律法の真の意味と遵守の仕方であった。モーセ律法が神の啓示であり、神のみことばであり、神の民にとって重要であることは議論の対象となっていない。換言すると、ユダヤ教という同じ土俵の上で議論が展開されていたことになる。

「異邦人の使徒」パウロもユダヤ人であり、ユダヤ教徒であった。タルソのサウロがダマスコ途上で、よみがえったイエスに出会って「回心」を遂げた(使徒9:1-22、ガラテヤ1:13-17)。タルソのサウロが「異邦人の使徒」パウロとなったと表現すること、そもそも「回心」と言うこと自体が適切かどうか議論の余地がある。しかし、サウロは、このダマスコ途上でイエスと出会った結果、ユダヤ教徒であることを止めた訳ではない。少なくともサウロの自己理解では、そうであった。サウロと共にキリスト教会を弾圧・迫害してきた者たちはサウロが裏切ったと思ったかもしれない。それまで迫害されてきたキリス

²³ 日本語では「ユダヤ人」と「ユダヤ教徒」と区別することができるが、古代世界では、民族のアイデンティティと宗教とは切っても切れない関係にあった。ユダヤ人の宗教がユダヤ教であったので、ユダヤ人であることとユダヤ教徒であることは、ほぼ同義であった。

ト教会にしてみると、サウロはスパイになった、と思ったかもしれない。キリストを信じた異邦人たちは割礼を受けて律法を遵守しなければならない、と信じて、そう教えたユダヤ人キリスト者たちにとっては、パウロは異端であったかもしれない。タルソのサウロは、ダマスコ途上でユダヤ教からキリスト教に回心したのではなく、よみがえったイエスに出会った結果、神が十字架上で処刑されたナザレ出身のイエスをよみがえらせたこと、だから彼こそが、長年ユダヤ人たちが待ち望んでいたメシヤであることを受け入れざるを得なくなった。敢えて、回心という表現を用いるのであれば、ナザレのイエスがメシヤである、と信じる回心であった。換言すると、ナザレのイエスをメシヤと信じることは、新しい宗教を信じたり、始めたりすることではなく、それまでサウロが抱えてきたユダヤ教信仰の延長線上にあり、ユダヤ教を完成することを意味したと思われる。とすると、少なくとも、パウロ自身の中では、「キリスト教」信仰は、当時の「ユダヤ教」信仰を土台とし、連続した関係にあった。

以上は、常識的で当たり前のことを言い表しているに過ぎないが、敢えてショッキングな表現を選んでみた。キリスト教は、当初ユダヤ教内の一分派であった。私たちがキリスト教と呼ぶ宗教の萌芽は、最初から独立した宗教ではなく、ユダヤ教内にあった。まだ多様性が許容されていたユダヤ教内の一派として始まった。ただ異邦人宣教を期にして、変容して行かざるを得なくなったことも事実である。ユダヤ人でもユダヤ教徒でもない異邦人がキリストを信じた際に、キリスト教会はどう対処したら良いか。ユダヤ教内の一分派である以上、異邦人でキリストを信じた者は、ユダヤ教に改宗する、というのがもともと自然な発想であった。つまり割礼を施し、律法を遵守するということである。

この点を巡って、パウロはガラテヤ諸教会宛ての手紙やローマ人への手紙で論じた。また使徒の働き 15 章の「エルサレム会議」などで論争が繰り広げられた。議論の結果、キリストを信じた異邦人に割礼を施したり、律法を遵守したりすることを要求しないと、キリスト教会（あるいはキリスト教会の大多数）は議決した。このような決定の結果、キリスト教会がユダヤ教内に留まり続けることが、いざれできなくなることは想像できたと思われるが、実際はどうか。あるいは、ナザレ出身のイエスがユダヤ人のメシヤである以上、ユダヤ人たちは皆、早晚イエスを信じるようになるとパウロは確信して

いたかもしれない。十字架上で処刑されたイエスがよみがえったので、従来の神の民であるイスラエルの生き方、ユダヤ教の生活様式が、もはや絶対ではないとも考えた。割礼や律法は、もはや神の民を特徴付けるものではなく、ユダヤ民族という一民族を特徴付けるだけである、と。メシヤが死んでよみがえるとは、従来の神の民が相対化される終末のときが到来したことを意味した。言い換えると、ユダヤ人のメシヤが死んでよみがえるとは、ユダヤ教が完成することを意味した。以上は、ガラテヤ諸教会宛ての手紙やローマ人への手紙で展開されているパウロの議論を筆者なりに要約したものである。

ユダヤ教とはユダヤ人の宗教であり、ユダヤ人であることはユダヤ教徒であることと同義であった時代である。異邦人宣教が推し進められると、どのような結末が到来するか予想がつかなかったかもしれない。その前に、大多数のユダヤ人たちがメシヤを信じない一方で、異邦人たちがユダヤ人のメシヤを信じて行くと、想定外であったかもしれない。キリスト教会が異邦人宣教に励んで、キリストの福音が地理的にも文化的にも民族的にも境界を越えて拡がって行った。異邦人宣教が進むうちに大勢のユダヤ人たちが信じることを期待していたかもしれない。

紀元 66 年に属州ユダヤのユダヤ人たちはローマの統治に反旗を翻したが、4 年後の 70 年には、叛乱は鎮圧された。エルサレムが陥落して神殿が破壊され、ユダヤ民族は壊滅的打撃を受けた。この後、一世紀末から二世紀にかけてガラヤのヤムニアなどを拠点としてパリサイ派の伝統を受け継ぐ者たちが中心となってラビのユダヤ教が確立された。神殿が破壊され、約束の地を失い、亡国の民となったユダヤ教徒たちには、もはや多様性を許容する余地は失われた。そのような状況で、パリサイ派の伝統を継承したラビのユダヤ教が、正統主義のユダヤ教として確立する一方で、異邦人キリスト者が大多数を占めるようになったキリスト教はユダヤ教と分離せざるを得なくなった。

「ビルカット・ハ・ミニーム（異端の祝福）」と呼び習わされる、異端者を呪う呪いが「シェモネ・エスレ」と称される祝福の祈りに、ヤムニア会議の時代に挿入されたことが、しばしば指摘される。新約学者の中には「ビルカット・ハ・ミニーム」と新約聖書の記述とを結び付けて、歴史的背景として利用して議論する者もいる。例えば、ヨハネの福音書（9：22；12：42；16：2）に見出

される「会堂から追放する (ἀποσυνάγωγος)」というギリシア語の単語と「ビルカット・ハ・ミニーム」を結び付けて、イエスの時代のことではなく、ヨハネの時代の教会の歴史的背景が反映している、と論じられたこともある²⁴。マタイの福音書5章から7章の「山上の説教」の歴史的背景として、マタイの教会とヤムニア会議時代のユダヤ教との対立や論争があった、と論じられたこともある²⁵。「ビルカット・ハ・ミニーム」の歴史性や厳密な性格はともかく、ユダヤ教側であれ、キリスト教会側であれ、ある特定の施策で、ユダヤ教とキリスト教が分離して独立した宗教となった、と考えるのは時代錯誤的な発想であって、古代世界の現実ではなかった、と思われる。もっとゆっくりと百年以上の時間をかけて、しかも地域による住民や文化の差異から生じる相違も伴ったと想定しなければならない、と思われる²⁶。

²⁴ J. Louis Martyn, *History and Theology in the Fourth Gospel*, revised and expanded ver. (Louisville, Kentucky: Westminster John Knox Press, 2003). W. Horbury, "The Benediction of the 'Minim' and Early Jewish-Christian Controversy" *Journal of Theological Studies* 33 (1982), pp. 19-61 も同様の理解を提示している。反論としては、Reuven Kimelman, "Birkat Ha-Minim and the Lack of Evidence for an Anti-Christian Jewish Prayer in Late Antiquity" in E.P. Sanders with A.I. Baumgarten and Alan Mendelson eds., *Jewish and Christian Self-Definition*, vol.2: *Aspects of Judaism in the Greco-Roman Period* (Philadelphia: Fortress Press, 1981), pp. 226-244 がある。福音主義の立場からは、「ビルカット・ハ・ミニーム」を巡る議論以上に、ヨハネ福音書に見出されるイエスの記述がイエスの時代のことではない、という J.L. Martyn の議論の大前提の方が大いに問題である、と見られることは承知している。「ビルカット・ハ・ミニーム」に関する最近の研究としては、比較的 Martyn に好意的な Joel Marcus, "Birkat Ha-Minim Revisited" *New Testament Studies* 55 (2009), pp. 523-551 がある。

²⁵ W.D. Davies, *The Setting of the Sermon on the Mount* (Cambridge: Cambridge University Press, 1964).

²⁶ J.D.G. Dunn (ed.) *Jews and Christians: The Parting of the Ways, A.D. 70 to 135: The Second Durham-Tübingen Symposium on Earliest Christianity and Judaism (Durham, September, 1989)* (Grand Rapids: Eerdmans, 1999); J.D.G. Dunn, *Parting of the Ways: Between Christianity and Judaism and Their Significance for the Character of Christianity* (London: SCM Press, 2006) など。

以上のような背景を踏まえて、ローマ人への手紙 3 章 20 節やガラテヤ諸教会宛ての手紙 2 章 16 節などパウロが「信仰義認」を論じる箇所を読み直す必要がある²⁷。

ローマ人への手紙 3 章 20 節

διότι ἐξ ἔργων νόμου οὐ δικαιοθήσεται πᾶσα σὰρξ ἐνώπιον αὐτοῦ, διὰ γὰρ νόμου ἐπίγνωσις ἁμαρτίας.

ガラテヤ諸教会宛の手紙 2 章 16 節

εἰδότες [δὲ] ὅτι οὐ δικαιοῦται ἄνθρωπος ἐξ ἔργων νόμου ἐὰν μὴ διὰ πίστεως Ἰησοῦ Χριστοῦ, καὶ ἡμεῖς εἰς Χριστὸν Ἰησοῦν ἐπιστεῦσάμεν, ἵνα δικαιοθῶμεν ἐκ πίστεως Χριστοῦ καὶ οὐκ ἐξ ἔργων νόμου, ὅτι ἐξ ἔργων νόμου οὐ δικαιοθήσεται πᾶσα σὰρξ.

生まれながらの肉なる存在（新改訳の「人」はギリシア語原文では σὰρξ）は律法の行い（ἐργων νόμου）によっては義とされない。肉なる者が義とされるのは、律法の行い（ἐργων νόμου）ではなく、πίστις Χριστοῦ（「キリストを信じる信仰」または「キリストの信仰／真実」）による、とパウロが論じる際に、律法主義と信仰義認という対立概念で理解するよりも、より明確に接点がある契約遵法主義と信仰義認もしくはキリスト義認という二者択一でパウロの議論を理解する方が妥当なアプローチと思われる²⁸。律法主義と信仰義認では真っ向から対

²⁷ 詳細な釈義は本稿の執筆意図の範囲外であるが、ローマ 3:20 とガラテヤ 2:16 では同じような表現が用いられているが、ローマ人への手紙とガラテヤ諸教会宛ての手紙では、執筆目的と論旨が異なることを忘れてはならない。ガラテヤ諸教会宛ての手紙では、キリストを信じた異邦人たちに割礼や律法遵守を要求することにパウロは反論しているのに対して、ローマ人への手紙では「ユダヤ教」とキリストの福音とが対比されている。

²⁸ 意外かもしれないが、サンダースは、パレスティナのユダヤ教が契約遵法主義であると論じた後に、パウロの宗教は契約遵法主義とは本質的に異なると結論付ける。パウロの福音によれば、贖罪はモーセ律法の規程に従うのではなく、キリストの十字架のみわざによるからである。筆者の解釈については Akio Ito,

立するが、契約遵法主義と信仰（キリスト）義認であれば、恵みによる選び、契約、救いが共通した土台として想定することができる²⁹。

最後の一点、サンダースの議論から私たちが学ぶべき教訓を指摘しておきたい。サンダースは『パウロとパレスティナのユダヤ教』で第二神殿期のユダヤ教は律法主義ではなく、契約遵法主義であると論じているが、第四エズラは例外で、律法主義的要素があることを認めている。先に触れた通りに、第二神殿期のユダヤ教は、まだ多様性を許容する余地があったので、紋切り型に理解することにはリスクが伴うことがよくわかる例である。新約聖書を読み、解釈する上で、関連する類似した同時代の文献には可能な限り、実際に読んで比較して釈義することを心がけたいと思われた。

(東京基督教大学教授)

“Romans 2: A Deuteronomistic Reading” *Journal for the Study of the New Testament* 59 (1995), pp.21-37 を参照のこと。

²⁹ ユダヤ教内から生まれたキリスト教が、なぜ、これほどユダヤ教と対立したのか不可解に思われる方もいらっしゃるかもしれない。類似して立場が近い場合に、些細な相違を強調して自己を確立しようとする動機が働いて、この種の対立や論争がしばしば起こる。歴史でも、より身近なところでも、しばしば見受けられる。